

平和精神原点は70年前

日本国憲法が正式に国民に公布された一九四六年十一月三日。また戦争の傷痕が色濃く残る中、公布を祝う記念行事が全国で催された。当時の資料をたどると、平和主義や国民主権を根幹とする新しい憲法を、人々が万感の思いで迎え入れた様子が伝わってくる。

午前中に国会で開かれた式典には、昭和天皇や吉田首相（当時、以下同）らが出席。国民学校の児童ら約千五百人が、国会前で手づくりの日の丸を振って陛下を迎えた。式典で陛下は「この憲法を正しく運用し、節度と責任とを重んじ、自由と平和とを愛する文化国家を建設する」と勅語を讀み上げた。吉田首相は答文で、新憲法について「民主主義に基づいて国家を再建してやうと

都民大会に10万人

する国民の総意によって確定された」と強調。特に戦争放棄は「かぎりない誇りと責務とを感ずる」と述べた。午後には祝賀都民大会が皇居前で催され、約十万人が参加。万歳が繰り返され、感極まった人々が皇居に突入。皇后陛下の馬車を追い掛けるなど、熱狂的な空気に包まれた。中部日本新聞（中日新聞の前身）は「十一月四日付朝刊で「菊花薫る世紀の祝典」と見出しを掲げ、公布を記念して「三百に名古屋市議会や愛知県議会で記念式典が開かれた」と伝えた。陛下の下、名古屋市内では大須新天地通（中区）や井大通（西区）など繁華街で記念のセーリングが開かれ、商工会議所は見本市も建物に「新憲法の垂れ幕が掲げられ、百貨店や名古屋鉄道車両も飾りがつけられた。千種区の東山動物園（現在の東山動物園）では子ども入園料が半額になり、各地で祝賀ムードに包まれた」と伝えている。明治大学の川島高峰准教授（近代民衆思想史）は「戦時中に抑圧されていた権利や民主主義を、人々がようやく実感できた画期的な一日だった」と解説。「戦争や憲法の公布を体験した人々は、民主主義の価値を、文章よりも実体験から学んできた。体験者が減り、改憲が現実味を帯びる今、公布日を祝った人々の姿から学ぶことは大きい」と話している。

1946年11月3日 憲法が公布された一日

- 午前11時・貴族院で式典。昭和天皇が憲法公布に際し勅語を朗読。吉田首相、両院議長が答文
- 午前11時半・首相官邸と両院議員食堂で祝宴
- 午後2時・皇居前で祝賀都民大会。約10万人が参加し、首相らが祝辞
- 天皇・皇后陛下下の登壇・退出時、熱気が最高潮に。全国各地で運動会、みこしの巡行など祝賀ムード広がる
- 午後8時・首相が「日本国憲法の公布にあたって」と題し、約10分間のラジオ演説

※当時の式典次第などを基に本紙が作成。おおよその時刻を含む

菊花薫る世紀の祝典  
人類の理想を實現  
優渥な勅語を賜ふ  
憲法公布感激裡に擧式  
限りなき誇りと  
日本国民の総意



1946年11月、皇居前広場で開かれた日本国憲法公布記念祝賀都民大会

「公布」は、正式に決まった法令などの内容を広く知らせることを指す。通常新しい内容なら、国民によく理解してもらうため、公布から一定期間を置いて「施行」となり、効力が生まれる。現行憲法は一九四六年十一月三日、昭和天皇によって公布された。つまり七十年前の今日が、生まれ変わった憲法の条文が、発効を前に、国民に対して正式に披露された日。その一〇〇条に、六月後の施行が定められており、四七年五月三日が施行日となった。公布時に法制局長官だった入江俊郎氏が残した文書によると、公布の日取りは四六年十月二十九日の閣議で議論された。

公布…正式にお披露目

された。月初めの十一月一日に公布する、施行が五月一日のメーデーと重なるため都合が悪い。公布を十一月五日まで遅らせる、施行は「武の祭り」という意味がある五月五日の端午の節句と重なり「戦争放棄の新憲法としてどうか」ということ。その中間の十一月三日公布にすることに決まったという。十一月三日は明治天皇の誕生日で、当時も「明治節」という祝日だった。入江氏は「明治節に公布すること自体（連合軍総司令部）恩威はどうかという一抹の不安もなかった」と記している。（古田哲也）

昭和天皇が読み上げた勅語（全文）  
本日、日本国憲法を公布せしめた。この憲法は、帝国憲法を全面的に改正したものであつて、国家再建の基礎を人類普遍の原理に求め、自由に表明された国民の総意によつて確定されたのである。即ち、日本国民は、みづから進んで戦争を放棄し、全世界に、正義と秩序とを基調とする永遠の平和が実現することを念願し、常に基本的人権を尊重し、民主主義に基いて国政を運営することを、ここに、明らかに定めたのである。朕は、国民と共に、全力をあげ、相携へて、この憲法を正しく運用し、節度と責任とを重んじ、自由と平和とを愛する文化国家を建設するやうに努めたいと思ふ。

昭和天皇が憲法公布に当り、国民が協議して国を再建したと読み上げた勅語は約二百七十文字。原稿用紙一枚分にも満たないが、民主主義や基本的人権の尊重、平和主義といった原則が網羅されており、憲法の理念を国民へ明快に伝えようとする強い意志がうかがえる。メッセージ性が強いのは結びの一文。天皇の一人称「朕」に続いて「国民と共に」という言葉を使った。国民が天皇の「臣民」だった旧憲法と異なり、天皇と首相がラジオ放送で「文化国家」という言葉を用いて憲法公布の意義を説明しており、当時の国民に広く知られる言葉となった。

昭和天皇勅語「国民と共に」

11/3 祝